

令和5年

8月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年8月10日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
			17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
			23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(3名)

4番	阿部 香美	委員	16番	飯塚 将人	委員	22番	高橋 公基	委員
----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	村岡 修	事務局次長	阿彦智子	農地係長	安倍 誠
調製主任	元木由紀子	調整主任	齋藤敏夫	主査	五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第34号	地籍調査事業による農用地の地目変更について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和5年8月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。五十嵐会長、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は4番、阿部香美委員、16番、飯塚将人委員、22番、高橋公基の3名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております、タブレットに送っておりますが、定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。
議事録署名委員に、9番、伊與田明子委員、11番、川村委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について9件、2、農地法第5条届出書の受理について1件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について2件、以上、16件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第32号 農地法第3条の規定による許可申請については、8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、8ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田33番、浜中の畑1筆、その他、所有権移転になります。別紙をご覧ください。10アール当たりの売買価格が、酒田33番が22万円です。

続きまして、酒田34番、坂野辺新田の畑1筆、その他、使用貸借権の設定で、渡し人と受け人の関係が祖父と孫になっております。受け人は、新規就農の補助金の申請の予定があるということで聞いております。

続きまして、酒田35番、広野と坂野辺新田の畑と田んぼ、合計11筆、その他、使用貸借権の設定で、こちらは再設定です。

酒田36番、千代田の田4筆、その他、所有権移転で、贈与です。贈与税については税務署に相談済みとということで聞いております。

9ページ、酒田37番、38番、関連です。

37番と38番で渡し人と受け人が逆になっております。それぞれ坂野辺新田の畑1筆、その他、所有権移転で、贈与です。

八幡2番、観音寺の田1筆、相手方の要望、所有権移転で、これも贈与です。

八幡3番、小泉の田2筆、相手方の要望、所有権移転で、1筆登記地目が雑種地ですけれども、現況は田で、10アール当たりの売買価格については、別紙をご覧ください、35万円です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

8月4日に第5班による農地調査委員会を行っております。

議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願います。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議案第32号については許可決定といたします。

◎議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第33号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、酒田11番です。

黒森の畑7筆、転用の理由が、砂採取、賃貸借権の設定になります。農地区分は、農用地。許可基準が、一時転用で、1年間の一時転用となっております。採取量が4万8,546立米です。最大の掘削深は7.5メートルということになっております。

別紙、ご覧ください。

別紙の2ページと3ページ、場所につきましては、黒森の酒造会社の西側、市道浜中黒森線の北側になります。

今回の採取が、計画2期中、1回目ということになっております。

今回の採取地の北側は、平成22年に砂採取が完了しております。

採取後の営農計画は、確約書をいただいておりますので、4ページから6ページになります。採取後は、イチジクを栽培する計画です。

続きまして、酒田12番です。

黒森の畑1筆、12.19平米で、営農型太陽光発電施設の敷地として、賃貸借権設定、農地区分が農用地。一時転用で6か月間です。今回が2回目の更新で、別紙の7ページから8ページをご覧ください。

場所につきましては、黒森の酒造会社の西側で、市道浜中黒森線の北側になります。

8ページの配置図をご覧ください。

現況は、農地がL型になっておりまして、そこに太陽光発電施設が設置されるという状況になっております。

別紙資料の9ページから14ページが、営農計画書及び営農への影響見込み書で、作物につきましては、前年までのアスパラ等からブルーベリーを作付するというので、今年の9月から10月にかけて植付けをするということになっております。

それでは、スライドを準備しておりますので、お待ちください。
(スライドを映写)
スライドは以上です。

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。
- 7番 五十嵐弘樹委員
7番、五十嵐です。
議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。
酒田11番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。
続いて、酒田12番の現地報告を7番、五十嵐弘樹委員より報告願います。
- 7番 五十嵐弘樹委員
7番、五十嵐です。
8月1日に事務局と現地調査を行いました。畑には、まだブルーベリーは作付しておりませんが、これまでの営農状況から急速に営農計画の見直しなどの働きかけが必要と思われます。改善する期間として、3年間ではなく6か月間の許可期間は相当だと思われます。
以上です。
- 五十嵐直太郎 議長
ただいま弘樹委員、2つの立場で報告いただいたわけですが、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)
- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議33号については、許可決定といたします。

◎議第34号 地籍調査事業による農用地の地目変更について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第34号 地籍調査事業による農用地の地目変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。
- 村岡事務局長
議第34号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、地積調査事業を行った結果、農地から

農地以外の地目へ変更するものについて、酒田市長から意見を求められているものです。詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、地積調査事業による農用地の地目変更について、12ページをご覧ください。地積調査は国土調査法に基づき行われるもので、現況に合わせた地目、面積等にしていくため、土地を調査・測量をして確定していくものです。市では、旧平田地区と東平田地区を計画に組み込んで、交互に実施しています。

今般意見を求められているものは、昨年に現地調査を行った旧平田地区の北俣区域です。別紙資料の15ページに場所を示している図面がありますので、ご参照ください。少し分かりにくくなっておりますが濃い太い線で囲まれているところが今回の調査区域となります。ご覧のとおり、調査区域は山間地となっております。

それでは、議案の13ページ、農用地の地目異動調書集計表で説明してまいります。左側が登記地目の「田」から農地以外の地目へ替わるもの、右側が「畑」から農地以外に替わるものが示されています。具体的には 田から山林、原野に替わるものが14筆 1万4,225平米、畑から山林、原野に替わるものが48筆 1万4,722平米、合計で62筆、2万8,947平米が、これまで登記地目が農地だったものが、現況に合わせて農地以外になるものです。

1筆ごとの内容につきましては、別紙資料の16ページから17ページをご覧ください。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

議第34号 地積調査事業による農用地の地目変更については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更内容に問題なしとの意見の取りまとめを行っております。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第34号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第34号については決定といたします。

◎閉会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年8月定例総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時04分 閉会